

警視庁告示第 2176 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 20 日

警視総監 筒井 洋樹

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

納入通知書

3 公示事項

道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

東京都渋谷区神南1丁目11-3 INFINITY株式会社内
株式会社ReVie

納入通知書 (納付番号 30-109-260731-424496)

東京都台東区下谷3丁目8-13-1201
楊子銘

納入通知書 (納付番号 30-111-260812-426003)

東京都千代田区大手町1丁目5-1 STR株式会社内
Strong Talent Research株式会社

納入通知書 (納付番号 30-331-260701-207860)